

教職員賠償責任保険 加入依頼書

※加入依頼書はお手数ですがコピーをお取りいただき大切に保管してください。

ご加入時の確認事項	私は、静岡県教職員生活協同組合の組合員であることを確認し、団体に対してこの保険契約への加入を依頼します。
-----------	--

下記項目は必ず全てご記入ください。
また、太枠内を訂正する場合は、必ず訂正印をご捺印ください。

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらに事実と異なる記載をした場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することがあります。
ご加入後に☆が付された事項(告知事項)に内容の変更が生じた場合はその内容を、被保険者が教職員等でなくなった場合はその日をすみやかにご加入の取扱代理店または引受保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

加入(変更) 依頼日	20 年 月 日	申込区分	新規加入	中途加入	変更	脱退
------------	----------	------	------	------	----	----

保険(補償)期間	20 年 月 1 日午後4時 ~ 2023 年 4 月 1 日 午後4時									
学校名										
学校コード								組合員コード		
(フリガナ)										ご加入時の確認事項確認印兼用
☆加入者(被保険者)氏名										印
(フリガナ)										
住所	〒 - 都府 道県 市区 区村 町									
連絡先	TEL(職場) - -						TEL(自宅) - -			
★告知事項申告欄 どちらかに ○をお付けください	1.本保険で補償の対象となる危険について、過去5年以内に損害賠償請求を受けたことがありますか(過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)						はい	いいえ		
	2.本保険で補償の対象となる危険について、将来損害賠償請求を受けるおそれのある事実がすでに発生していることを知っていますか(過去に引受保険会社と締結した保険契約の申込み時において、すでに告知いただいたものを除きます。)						はい	いいえ		
	上記1~2のいずれかが「はい」の場合は、損害賠償請求およびその原因となる事実の具体的な内容をご記入ください。									
	3. 他の保険契約等の有無(共済契約を含みます。)		あり	会社名	保険金額(支払限度額)					
「あり」の場合は太枠内をご記入ください。		なし	保険等の種類	満期日						

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である静岡県教職員生活協同組合は東京海上日動火災保険株式会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。東京海上日動火災保険株式会社および東京海上グループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③東京海上日動火災保険株式会社と東京海上グループ各社または東京海上日動火災保険株式会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥契約の安定的な運用のために、加入者の保険金請求状況等を静岡県教職員生活協同組合に提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご参照ください。

社内使用欄:募集代理店名および営代コード

■お支払いする保険金の種類・補償(支払)限度額

お支払いする保険金の種類 次のような損害に対して保険金をお支払いします

- ① 争訟費用 1被保険者あたり1請求・保険期間中
損害賠償金 5,000 万円(支払限度額(合算))



【争訟費用】

請求に関する争訟(訴訟、仲裁、調停または和解等をいいます。)によって生じた費用のうち、引受保険会社の同意を得て支出した費用

＜例＞

■弁護士費用

・着手金(訴訟の結果にかかわらず弁護士に支払う費用)・弁護士報酬(結果の成功の程度に応じて、成功報酬として支払う費用)・弁護士相談費用(訴訟に先立って行う法律相談に対する費用(争訟に要する費用に限りません。単なる法律相談の費用は、補償の対象外となります。))

・弁護士委任費用(訴訟前に調停の申立などの弁護士を委任する際に必要となる費用) 等

■被保険者に関する住民訴訟による提訴請求に、被保険者が訴訟参加することによって生じた費用 等

【法律上の損害賠償金】

引受保険会社が同意した法律上の賠償責任に基づく賠償金をいい、次のものを除きます。

①税金、罰金、科料、過料、課徴金②懲罰的損害賠償金または倍額賠償金(これに類似するものを含みます。)(加重された部分③被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された賠償金④教職員等業務の結果を保証することにより加重された賠償金⑤不当利得返還金

- ② 初期対応費用 1被保険者あたり1事故 50 万円(支払限度額)
(他人の身体障害の見舞金・見舞品費用は被害者1名あたり3万円限度)

被保険者が遂行する教職員等業務につき行った行為に伴って、事故(※)が発生した場合に、被保険者がその事故について初期対応を行うために支出した次の費用(その金額および使途が社会通念上妥当と認められるものに限りません。)

① 事故現場の保存、事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用 ② 事故現場の取り片付け費用 ③ 事故現場、身体障害を被った方の自宅または入院している医療施設に赴くために必要な交通費・宿泊費等の費用 ④ 通信費 ⑤ 身体障害を被った方に対する見舞金(香典を含みます。)

または見舞品購入費用(被害者1名につき3万円を限度とします。)

⑥ その他①から⑤までに準ずる費用

(※)「事故」とは、次のアからエまでのいずれかの事由をいいます。ア、他人の身体障害 イ、他人の財物の損壊等(財物の滅失、破損、汚損、紛失、盗取または詐欺) ウ、人格権の侵害(不当行為によって発生した他人の自由、名誉またはプライバシーの侵害)の原因となると思われる不当行為(不当な身体拘束、口頭・文書または図画等による表示、または秘密の漏えいのいずれかの行為) エ、教職員等が行った児童・生徒・学生に対する法的処分もしくは事実行為としての懲戒または調査書等の学業成績の表示。ただし、児童・生徒・学生またはその扶養者の経済的損害の原因となると認められるものに限りません。

- ③ 訴訟対応費用 1被保険者あたり1請求 50 万円(支払限度額)

損害賠償請求、不当利得の返還請求または住民訴訟による提訴請求の訴えが提起された場合に、被保険者が応訴のために支出した次の費用(その金額および使途が社会通念上妥当と認められるものに限りません。)

①交通費または宿泊費 ②事故の再現実験費用 ③意見書・鑑定書の作成費用 ④相手方当事者または裁判所に提供する文書の作成費用

保険金をお支払いする場合

教職員賠償責任保険は、被保険者(補償を受けることができる方:本保険にご加入いただいた教職員等の方々)が教職員等業務の遂行に起因し、損害賠償請求等を受けた場合において、争訟費用(弁護士費用等)、訴訟対応費用(応訴に必要な文書の作成費用等)または法律上の損害賠償金を支出することによって被る損害に対して、保険金をお支払いする保険です。また、教職員等業務につき行った行為に伴い、他人の身体障害等が発生した場合の初期対応費用もお支払いの対象となります。保険期間中に日本国内において次のいずれかの請求がなされたことにより、被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

①損害賠償請求(※1)

被保険者が遂行する教職員等業務につき行った行為(不作為を含みます。以下同様とします。)(に起因して被保険者に対してなされた損害賠償請求

②不当利得返還請求(※2)

被保険者が遂行する教職員等業務につき行った行為または受領した給付に起因して被保険者に対してなされた返還請求。

③住民訴訟による提訴請求(地方公務員である教職員等の場合)

地方自治法242条の2第1項第4号の規定により被保険者に対して損害賠償請求または不当利得返還請求を行うことを住民が被保険者の所属する地方公共団体の執行機関または職員に対して求める請求

(※)教職員等業務とは次の業務をいいます。

①教育基本法に規定する教育の目的を実現するために教職員等が行う業務、課外活動を含みます。②学校事務職員として行う業務 ③学校用務員として行う業務

(※1)損害賠償請求については、争訟費用および法律上の損害賠償金が補償の対象となります。

(※2)不当利得返還請求については、争訟費用のみが対象となり、敗訴した場合の「返還金」は対象となりませんので、ご注意ください。

《ご退職後》

被保険者が保険期間中に教職員等でなくなった場合(育児休暇または組合活動への専従により教職員等業務に従事しなくなった場合を含みます。)(において、保険期間の末日から5年以内に上記①から③の請求を受けたときは、保険金支払の対象となります。ただし、保険期間末日までに保険契約を脱退した場合を除きます。

保険金のお支払い方法は次のとおりです。

【争訟費用、損害賠償金】

被保険者ごとに、次のとおり算出された金額をお支払いします。ただし、ご加入された支払限度額がお支払いの限度となります。

お支払いする
保険金

=

① 争
訟費用

+

② 法律上の
損害賠償金

【初期対応費用・訴訟対応費用】

被保険者ごとに、ご加入された支払限度額を限度にお支払いします。

■中途加入時の保険(補償)期間と保険料等

申込日	保険(補償)期間	保険料等(※)	申込日	保険(補償)期間	保険料等(※)
3月11日~4月10日	2022年5月1日午後4時~ 2023年4月1日午後4時	5,590円	8月11日~9月10日	2022年10月1日午後4時~ 2023年4月1日午後4時	3,040円
4月11日~5月10日	2022年6月1日午後4時~ 2023年4月1日午後4時	5,100円	9月11日~10月10日	2022年11月1日午後4時~ 2023年4月1日午後4時	2,550円
5月11日~6月10日	2022年7月1日午後4時~ 2023年4月1日午後4時	4,610円	10月11日~11月10日	2022年12月1日午後4時~ 2023年4月1日午後4時	2,060円
6月11日~7月10日	2022年8月1日午後4時~ 2023年4月1日午後4時	4,120円	11月10日~12月10日	2023年1月1日午後4時~ 2023年4月1日午後4時	1,570円
7月11日~8月10日	2022年9月1日午後4時~ 2023年4月1日午後4時	3,630円	12月11日~2023年1月10日	2023年2月1日午後4時~ 2023年4月1日午後4時	1,080円

※上記保険料等欄の金額には保険料の他に、制度運営費(保険期間6ヶ月超の場合:200円、6ヶ月以下の場合:100円)が含まれております。

※上記保険料は、加入者数1,000人以上の場合の保険料です。ご加入者数が1,000人を下回った場合には、保険料の引上げまたは支払限度額の引下げ等の変更をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点につきましては取扱代理店または引受保険会社にお問い合わせください。